

◆ 助成条件（会員加入率の基準）の改定（令和8年4月1日施行）

助成対象	改定前後	会員加入率の基準		最大助成金額	前回からの経過年数	
新設 (2/3 助成)	改定前	75%以上		5,000万円	8年	
		65%以上75%未満		4,500万円		
		50%以上65%未満		4,000万円		
	協会	改定後	75%以上		5,000万円	8年 (申請時に会員加入率が70%以上で、申請時の会員加入数が令和4年12月末日の会員加入数を上回っている協会にあっては、前回申請からの経過年数を5年とする。)
			65%以上75%未満		4,500万円	
			50%以上65%未満		4,000万円	
			令和4年12月末日現在で会員加入率30%未満の協会が会員加入率40%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の90%以上が加入し、協会全役員（注）の所属する会社の70%以上が加入している場合		3,600万円	
			令和4年12月末日現在で会員加入率30%未満の協会が会員加入率30%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の80%以上が加入し、協会全役員（注）の所属する会社の60%以上が加入している場合		3,200万円	
	支部	改訂前	90%以上		2,000万円	8年
			80%以上90%未満		1,600万円	
		改訂後	90%以上		2,000万円	8年
			80%以上90%未満		1,600万円	
			令和4年12月末日現在で会員加入率30%未満の協会傘下の支部（地区組織）で、会員加入率を10%以上高めて会員加入率が50%以上に達した場合	70%以上80%未満	1,500万円	
				60%以上70%未満	1,400万円	
50%以上60%未満	1,300万円					
改修 (1/2 助成)	改定前	75%以上		3,000万円	8年	
		65%以上75%未満		2,700万円		
		50%以上65%未満		2,400万円		
	協会	改定後	75%以上		3,000万円	8年 (申請時に会員加入率が70%以上で、申請時の会員加入数が令和4年12月末日の会員加入数を上回っている協会にあっては、前回申請からの経過年数を5年とする。)
			65%以上75%未満		2,700万円	
			50%以上65%未満		2,400万円	
			令和4年12月末日現在で会員加入率30%未満の協会が会員加入率40%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の90%以上が加入し、協会全役員（注）の所属する会社の70%以上が加入している場合		2,200万円	
			令和4年12月末日現在で会員加入率30%未満の協会が会員加入率30%以上かつ会長・副会長・支部長の所属する会社の80%以上が加入し、協会全役員（注）の所属する会社の60%以上が加入している場合		2,000万円	
	支部	改訂前	90%以上		1,200万円	8年
			80%以上90%未満		1,000万円	
		改訂後	90%以上		1,200万円	8年
			80%以上90%未満		1,000万円	
			令和4年12月末日現在で会員加入率30%未満の協会傘下の支部（地区組織）で、会員加入率を10%以上高めて会員加入率が50%以上に達した場合	70%以上80%未満	900万円	
				60%以上70%未満	800万円	
50%以上60%未満	700万円					

(注) 理事、監事、名誉会長、評議員、協議員、代議員、相談役、顧問、参与を含む。